

亀岡市新火葬場整備検討審議会（第1回）

日 時：平成29年3月28日（火）

午前9：30～

場 所：亀岡市役所1F、市民ホール

次 第

1 委嘱状の交付

2 挨 捶

3 委員の紹介

4 会長及び副会長の選出

5 諒 問

6 今後のスケジュールについて

7 そ の 他

8 閉 会

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例

平成 26 年 12 月 17 日

条例第 35 号

(設置)

第 1 条 本市の新火葬場の整備構想等について検討するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、亀岡市新火葬場整備検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新火葬場の整備構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新火葬場の整備に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員又は構成員
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第1回亀岡市新火葬場整備検討審議会 席表（市民ホール）

H29.3.28 : 9:30~



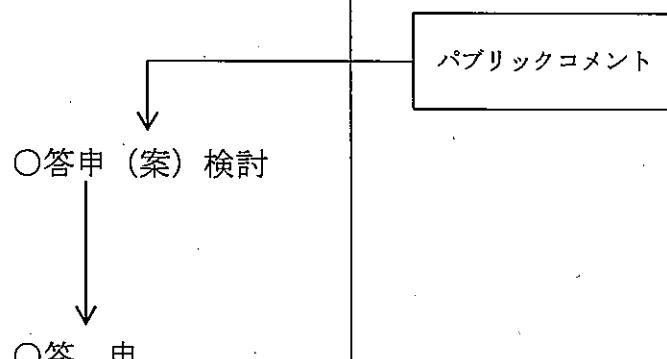
竹内	齋藤 櫻井(邦)	辻村 菅田
田中	田村 山本	山口 伊藤
井上		
塙本		
武田		
横村		
市長		
	桂(幹事) 柏尾	坂口 立花
	櫻井(俊) 中道(次席)	笠井(次席) 小川(次席)
	事務局	

亀岡市新火葬場整備検討審議会 委員名簿(案)

(平成29年3月)

区分	氏名	経歴／団体等	備考
1 学識経験者	槇村 久子	京都女子大学名誉教授	
2〃	武田 史朗	立命館大学理工学部准教授	
3 関係団体	塙本 政雄	亀岡地区東部自治会	
4〃	井上 貞夫	〃	
5〃	田中 義雄	〃	
6〃	竹内 光雄	亀岡地区中部自治会	
7〃	齋藤 亀雄	〃	
8〃	櫻井 邦男	亀岡地区西部自治会	
9〃	辻村 均	〃	
10〃	菱田 光紀	亀岡市亀岡土地改良区	
11〃	田村 彌治郎	亀岡市亀岡財産区	
12〃	山本 重次	〃	
13〃	山口 俊一	〃	
14〃	伊藤 三春	〃	
15〃	笠井 俊夫	〃	
16〃	小川 泉	(社福)亀岡市社会福祉協議会	
17〃	櫻井 俊則	亀岡市都市計画審議会	
18 公募の市民	中道 高志	亀岡市曾我部町	
19〃	坂口 武男	亀岡市上矢田町	
20〃	立花 武子	亀岡市篠町	
21 幹事	桂 政彦	亀岡市職員	
22〃	柏尾 寿和	〃	

今後のスケジュール

	内 容 等	摘 要
第1四半期 (4月～6月)	○現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・予定地 ・現火葬場 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・他市火葬場
第2四半期 (7月～9月)	○審 議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針説明 ・整備構想（案）審議
第3四半期 (10月～12月)		
第4四半期 (1月～3月)	○答申（案）検討  ○答 申	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">パブリックコメント</div>